

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月15日
【計算期間】	第10期（自 平成22年1月26日 至 平成23年1月25日）
【ファンド名】	フランクリン・テンプルトン・ジャパン・オープン （以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）
【発行者名】	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 幸三
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目14番1号
【事務連絡者氏名】	長谷川 格
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目14番1号
【電話番号】	03-3535-1260
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、主として「フランクリン・テンプルトン 日本株マザーファンド」（以下「親投資信託」または「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

②信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③基本的性格

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は下記の通りです。

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

<属性区分>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル （日本を含む）	ファミリー ファンド	あり
一般	年2回			なし
大型株	年4回	日本		
中小型株	年6回（隔月）	北米	ファンド・オブ・ファンズ	
債券	年12回（毎月）	欧州		
一般	日々	アジア		
国債	その他	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性		中近東（中東）		
不動産投信		エマージング		
その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

※ 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、収益の源泉となる試算を示す商品分類上の投資対象資産（「株式」）と組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（「その他資産（投資信託証券）」）とが異なります。

当ファンドの商品分類および属性区分の定義については下記を参照して下さい。

なお、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の内容は、同協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）で閲覧できます。

◆社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類および属性区分◆

（平成23年2月末日現在）

I 商品分類定義

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託をいう。

II 補足として使用する商品分類

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

III 属性区分表定義

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
 - ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回（隔月）…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

- ①グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東（中東）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

④ファンドの特色

◆わが国の株式に幅広く投資します。

主として「フランクリン・テンプルトン 日本株マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資します。わが国の株式に直接投資することもあります。（ファミリーファンド方式）

なお、資金の流出入に応じて、株価指数先物取引等を利用することがあります。

◆特定の投資スタイル等にとらわれない運用を行います。

バリュー株投資（割安株投資）、グロース株投資（成長株投資）等の投資スタイルや大型株、小型株等の銘柄属性に制約を設ける運用ではなく、中長期的に市場の変化をとらえながら、あらゆる投資環境に柔軟に対応する運用を行います。

◆グローバルな視点で投資戦略の策定を行います。

投資戦略の策定にあたりましては、わが国の経済、社会、企業、技術等の潮流の変化をグローバルな視点で見極めることにより、マクロ、ミクロの両面で日本株式市場を評価・分析します。

◆組入銘柄の選定は、ボトムアップ・アプローチで行います。

投資対象銘柄の選定は、流動性、健全性等を勘案した銘柄群の中から、企業の成長性と株価の割安度の双方で個別銘柄を評価するダイナミックGARPの考え方と、企業訪問等による調査・分析（ボトムアップ・アプローチ）結果をもとに行うことを基本とします。

◆TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

※TOPIX（東証株価指数）は、東京証券取引所が算出・公表しています。また、同指数の標章、指数値及びそこに含まれるデータに対する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

◆株式組入比率は、高位を維持することを基本とします。

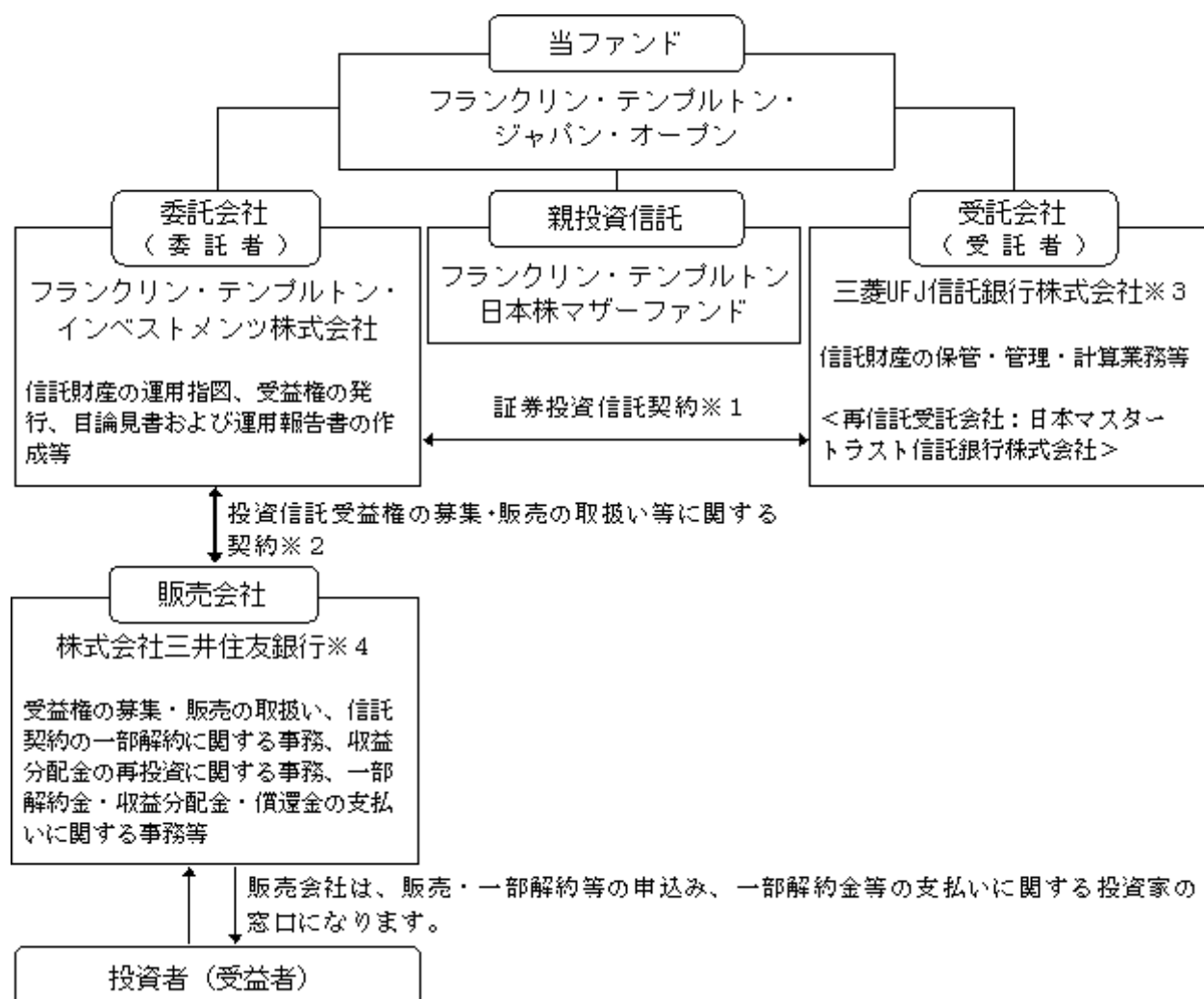
※株価指数先物取引等を含む実質的な株式組入比率は、高位を維持することを基本とします。

（２）【ファンドの沿革】

平成13年1月31日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの基本的な仕組み



※１ 当ファンドの投資方針、運用制限および設定・解約等に関する主な事項等が規定されており、当ファンドの基礎となる重要な契約です。

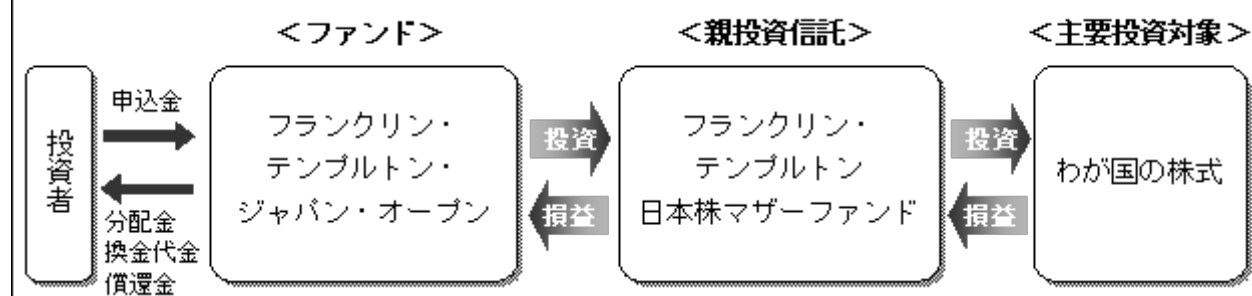
※２ 委託会社が委託する投資信託の受益権の募集・販売および一部解約にかかる業務の内容ならびにこれらの業務に関する事務手続等が規定されています。

※３ 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

※４ お取扱支店等については販売会社にお問い合わせ下さい。

◆ファミリーファンド方式◆

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめて当ファンド（フランクリン・テンプルトン・ジャパン・オープン）とし、その資金を親投資信託（マザーファンド）に投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



②委託会社の概況

・資本金

490,000千円（平成23年2月末日現在）

・沿革

平成8年9月25日 テンプルトン投資顧問株式会社設立
 平成9年2月28日 証券投資顧問業者登録
 平成9年11月28日 投資一任契約業務の認可取得
 平成12年7月3日 フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式
 会社に商号変更
 平成12年9月26日 証券投資信託委託業の認可取得
 平成15年9月30日 フィデュシャリー・トラスト・インターナショナル投
 資顧問株式会社と合併
 平成19年9月30日 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の金融商品
 取引業者（投資運用業及び投資助言・代理業）の登録

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
テンプルトン・ インターナシヨナ ル・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 ニューキャッスル郡ウィルミ ントン市オレンジストリート 1209	14,700株	100%

（平成23年2月末日現在）

※ 大株主の状況は、平成23年4月1日より、以下の通りとなります。

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フランクリン・テンプルト ン・キャピタル・ホール ディングス・プライベート ・リミテッド	シンガポール共和 国038987 サンテッ クタワーワン 38-03 デマセック大通り 7	14,700株	100%

- ・フランクリン テンプルトン インベストメンツ（委託会社が属するグループ）の概要
 フランクリン テンプルトン インベストメンツは、米国において60年以上の歴史を持ち、世界
 30ヵ国以上に50を超える拠点を有する独立系資産運用グループです。
 フランクリン、テンプルトン等のブランドで広く親しまれており、多様な運用商品やサービスを
 グローバルに提供しています。

グループの運用総資産は、2011年2月末日現在、6,937億米ドル（約56.8兆円※）です。

※ 2011年2月末日WMロイター（1ドル＝81.93円）で換算

2【投資方針】

（1）【投資方針】

信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

- ① わが国の経済、社会、企業、技術等の潮流の変化をグローバルな視点で見極めることにより、マクロ、ミクロの両面で日本株式市場を評価・分析し、バリュース株投資（割安株投資）、グロース株投資（成長株投資）等の投資スタイルや大型株、小型株等の銘柄属性に制約を設ける運用ではなく、中長期的に市場の変化を捉えながら、あらゆる投資環境に柔軟に対応する運用を行います。TOPIX（東証株価指数）※をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

※ TOPIX（東証株価指数）は、東京証券取引所が算出・公表しています。また、同指数の標章、指数値及びそこに含まれるデータに対する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

- ② 実質組入銘柄選択は以下の方法で行うことを基本とします。

<1>東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所の各一部上場銘柄から流動性、健全性を勘案した約600銘柄の母集団を構築します。

<2>上記600銘柄について成長性指標（*）、割安度指標（**）の双方を算出、業種別に相対的なマトリクス評価を行い、ダイナミックGARPアプローチ（***）によって300～400銘柄に絞込みます。

（*）成長性指標—ROE（株主資本利益率）、EPSモメンタム（1株当たり利益の変化率）、売上高予想変化率、予想経常利益の修正率

（**）割安度指標—修正PBR（株価純資産倍率）、PER（株価収益率）の変化率、PCFR（株価キャッシュフロー倍率）

（***）ダイナミックGARPアプローチ—銘柄スクリーニングのための相対評価にあたって、経済状況、市況・需給動向などを勘案し、一定の範囲内で成長性と割安度のバランスを変化させます。

<3>上記300～400銘柄を調査対象銘柄として、ファンドマネージャーおよびアナリストが、直接の企業訪問、情報取得等の一次情報を重視した調査・分析を行い、組入銘柄を選択します。

<4>上記<1>の母集団選定市場以外の市場の銘柄については、流動性、健全性を考慮しながら、成長性、収益性を個別に判断し、組入銘柄とすることがあります。

- ③ 業種配分については、以下の分析結果を勘案して、ベンチマーク（TOPIX）からの乖離幅を決定します。

<1>定量的分析…各業種の成長性指標、割安性指標をもとに定量的にスコアリングします。

<2>ファンダメンタルズ分析…循環要因と構造要因に分けて評価します。

・循環要因…各種セミマクロ指標の循環的な変化に着目します。

・構造要因…経済・社会・技術の変化など産業を構造的に変革させる事象に注目します。

<3>バリュエーション分析…時系列およびクロス・セクションでPER、PBRを分析します。

- ④ 上記②の個別銘柄選択の後、上記③で決定された業種配分ウェイトによりポートフォリオを組成します。

- ⑤ ポートフォリオ組成後、リスク指標のモニタリングを行います。

- ⑥ 株価指数先物取引等を含む株式の実質的な組入比率は、高位（原則として信託財産の純資産総額の90%以上程度）を維持することを基本とします。

- ⑦ ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- ⑧ 国内の証券取引所において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、国内の取引所における通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物

取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

- ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ⑩ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑪ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。

（２）【投資対象】

主として「フランクリン・テンプルトン 日本株マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資します。わが国の株式に直接投資することもあります。

①投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券

- ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、後記「（５）投資制限 <信託約款に定められた投資制限> ⑩、⑪および⑫」に定めるものに限り

- ハ．金銭債権（イ．およびニ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

- ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

- ２．次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

②有価証券および金融商品の指図範囲等

- ａ．委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証券

- ２．国債証券

- ３．地方債証券

- ４．特別の法律により法人の発行する債券

- ５．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- ６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

- ９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

- 10．コマーシャル・ペーパー

- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

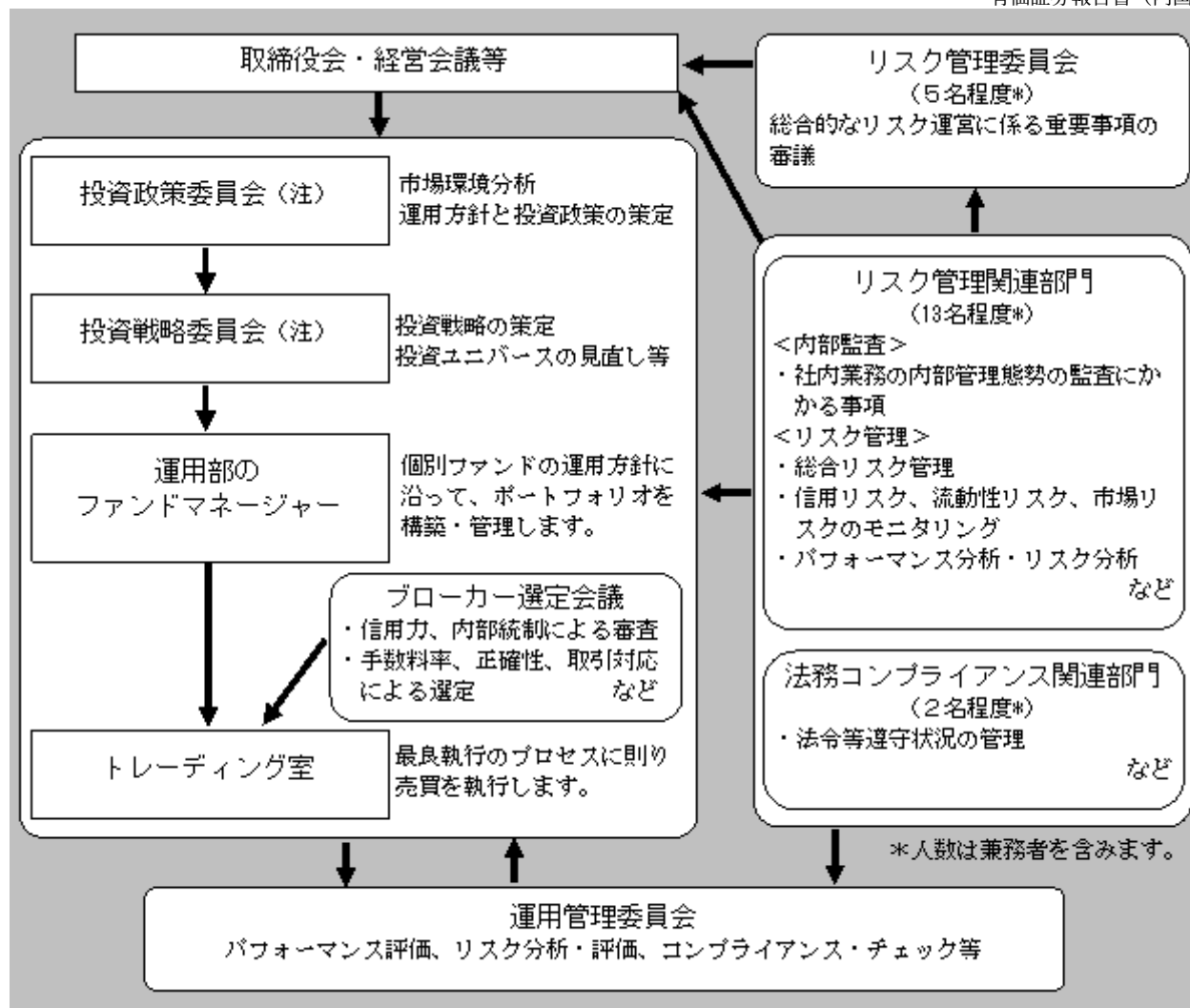
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記１．から11．までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの
なお、前記1.の証券または証書ならびに前記12.および前記17.の証券または証書のうち前記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から6.までの証券、前記12.および前記17.の証券または証書のうち前記2.から6.までの証券の性質を有するものならびに前記14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、前記13.の証券および前記14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- b. 委託会社は、信託金を、前記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの
- c. 前記a.にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記b. 1.から6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

当ファンドの運用に係る意思決定については、投資政策委員会で運用方針の策定をした後、投資戦略委員会で具体的な投資戦略を策定する体制としております。また、運用管理部、リスク管理部、法務コンプライアンス部がモニタリングを行い、運用管理委員会では、パフォーマンス評価、リスク分析・評価、コンプライアンス・チェック等を審議します。

◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織は以下の通りです。



（注）「投資政策委員会」

委員長：運用本部長

メンバー：運用本部長、運用部職員、調査部職員、委員長の指名する者

開催頻度：原則として月1回以上開催

「投資戦略委員会」

委員長：運用本部長

メンバー：運用本部長、運用部長、調査部長、その他委員長の指名する者

開催頻度：原則として月1回以上開催

《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制》

委託会社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、「証券投資信託における資産管理業務及び証券投資信託委託事務代行業務に係る内部統制の整備及び運用状況の報告書」を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は平成23年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日））に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

（a）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

（b）収益分配金額は、委託会社が基準価額水準および市場動向等を勘案して決定します。ただし、分

配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(c) 留保額の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

(a) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の再投資

1. 受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
2. 前記1. にかかわらず、別に定める契約により収益分配金を再投資しない受益者の収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。この場合、収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行われます。

(5) 【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一発行体の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一発行体の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ マザーファンドの受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

⑧投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 前記a. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします

⑨信用取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 前記a. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、前記b. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします

⑩先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします

⑫金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

＊「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

＊「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑬有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を下記の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 前記 a. 1) および 2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭公社債の空売りの指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 前記 a. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、前記 b. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産

の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします

⑮公社債の借入れの指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 前記 a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、前記 b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします
- d. 前記 a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑯特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります

⑰外国為替予約の指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 前記 a. の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 前記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします

⑱資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑲受託会社による資金の立替え

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、

株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

- c. 前記 a. および b. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

⑳ 受託会社の自己または利害関係人等との取引

- a. 受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、信託財産と、受託会社および受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。）、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 (f) 信託業務の委託等」の信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、前記「(2) 投資対象 ①および②」の資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- b. 前記 a. の取扱いは、信託約款に定める「信用取引の指図および範囲」、「先物取引等の運用指図」、「スワップ取引の運用指図」、「金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図」、「有価証券の貸付の指図および範囲」、「公社債の空売りの指図および範囲」、「公社債の借入りの指図および範囲」、「外国為替予約の指図」、「一部解約の請求および有価証券売却等の指図」、「再投資の指図」、「資金の借入れ」における委託会社の指図による取引についても同様とします。

＜投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等の関係法令に基づく投資制限＞

① 同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

② デリバティブ取引に関する投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

- ◆ 当ファンドが投資するマザーファンドの投資方針、投資対象、投資制限等についてはマザーファンドの信託約款をご参照下さい。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

<基準価額の変動要因>

ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資家の皆様に帰属します。

ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式に投資を行うため、以下の「主な変動要因」などがファンドの基準価額に影響を及ぼします。

■主な変動要因■

①価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じてわが国の株式などの値動きのある有価証券等に投資します。したがって、当ファンドの基準価額は、マザーファンドが組入れたこれら有価証券等の市場価格の変動による影響を受けます。なお、外貨建資産への投資を行う場合には、為替相場の変動による影響を受けることがあります。

②流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、不測の損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

③信用リスク

保有する有価証券等の発行体および有価証券等の取引の相手方の経営・財務状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

（2）留意点

①ベンチマークおよび運用目標に関する事項

当ファンドおよび当ファンドが投資するマザーファンドのベンチマークはTOPIX（東証株価指数）です。当ファンドは、中長期的に、ベンチマークを上回る投資成果を目指しておりますが、ベンチマークに対して一定の投資成果を保証するものではありません。また、ベンチマークと連動することを目指すものでもありません。

②追加設定・一部解約による資金流入に伴う影響

ファンドの追加設定および一部解約による資金の流入に伴い、基準価額が影響を受ける可能性があります。

③信託の途中終了

後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 （5）その他 （a）信託の終了」による信託契約の解約により、ファンドが信託期間の途中で終了することがあります。

④法令・税制・会計方法等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後、変更される可能性があります。

⑤クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3) 投資リスクの管理体制

前記「(1) 投資リスク」を管理するために運用管理委員会を開催しています。

「運用管理委員会」

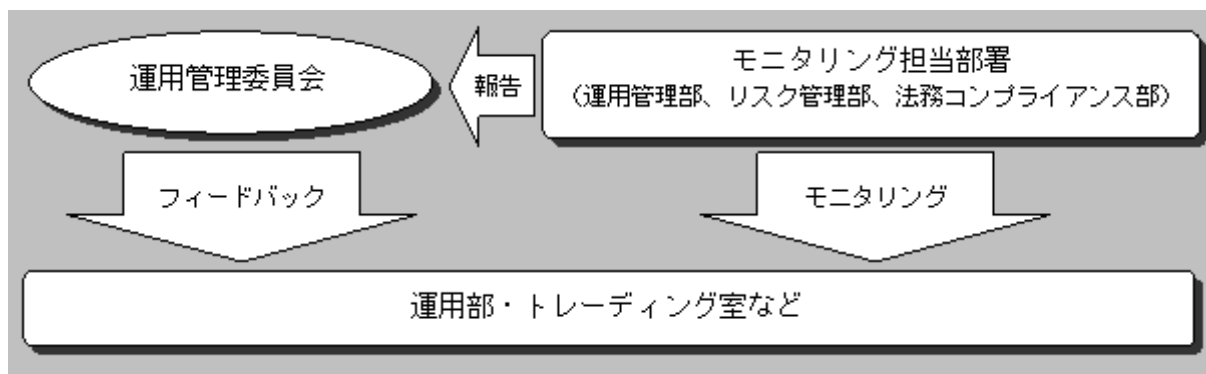
委員長： 代表取締役社長

メンバー： 代表取締役社長、運用管理部長、法務コンプライアンス部長、リスク管理部長、トレーディング室長、運用本部長、運用部長、調査部長、その他委員長の指名する者

審議事項： パフォーマンス評価、リスク分析・評価、コンプライアンス・チェック等

開催頻度： 原則として月1回以上開催

また、投資リスクの管理のため、社内規程として「運用モニタリング規程」を制定し、運用管理部、リスク管理部によるモニタリング体制を構築しています。運用管理部はパフォーマンス分析・リスク分析、リスク管理部は信用リスク・流動性リスク・市場リスクのモニタリングを行っています。なお、当規程により、法務コンプライアンス部は作為的相場形成や利益相反取引（ファンド間取引等）などの取引規制、投資対象や組入比率などのファンドの制限規制のモニタリングを行っています。



4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

お申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

なお、分配金再投資にかかる契約に基づき収益分配金を再投資する場合、お申込手数料はかかりません。

※ お申込手数料には、消費税等に相当する金額がかかります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

（２）【換金（解約）手数料】

①換金手数料

ありません。

②信託財産留保額

ご換金時に、換金請求受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が控除されます。

※ 信託財産留保額とは、信託期間の途中で一部解約（換金）する場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に長期保有される受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。

（３）【信託報酬等】

計算期間を通じて、信託財産の純資産総額に対し、年1.575%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬（年率）の配分は、以下の通りです。

信託財産の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
500億円以下の部分	0.735% （税抜0.70%）	0.735% （税抜0.70%）	0.105% （税抜0.10%）
500億円超1,000億円以下の部分	0.735% （税抜0.70%）	0.756% （税抜0.72%）	0.084% （税抜0.08%）
1,000億円超の部分	0.735% （税抜0.70%）	0.777% （税抜0.74%）	0.063% （税抜0.06%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日。以下同じ。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁されます。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産にかかる監査費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

③ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等の有価証券取引にかかる手数料、先物・オプション取引に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

④ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財

産中より支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、課税上、当ファンドは株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

●収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告を行うことにより、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

●一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得等として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が行われます。

源泉徴収選択口座（特定口座）を利用している場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

なお、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）がある場合には、確定申告等により、上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益を通算することができます。

※ 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ、地方税の徴収はありません。）の税率で源泉徴収されます。源泉徴収された税金は保有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は15%（所得税のみ、地方税の徴収はありません。）となる予定です。

当ファンドは益金不算入制度の対象です。

③個別元本について

- a. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時のファンドの受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

④収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- i) 収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ii) 収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

◆上記は課税方法等により異なる場合があります。

◆上記は平成23年2月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

◆税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は平成23年2月28日現在の運用状況であります。

なお、投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいい、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,735,165,186	100.17
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		△4,537,480	△0.17
合計（純資産総額）		2,730,627,706	100.00

<参考>

マザーファンドの投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	4,775,149,900	98.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		86,052,537	1.77
合計（純資産総額）		4,861,202,437	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	時価 単価 （円）	時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託受益証券	フランクリン・テンプルトン日本株マザーファンド	3,365,114,649	0.7889	2,654,738,947	0.8128	2,735,165,186	100.17

<参考>

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	549,900	434.13	238,728,087	453.00	249,104,700	5.12
2	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	62,100	3,475.00	215,797,500	3,545.00	220,144,500	4.53
3	日本	株式	三菱商事	卸売業	95,800	2,285.00	218,903,000	2,261.00	216,603,800	4.46
4	日本	株式	三菱地所	不動産業	102,000	1,550.00	158,100,000	1,668.00	170,136,000	3.50
5	日本	株式	デンソー	輸送用機器	52,000	3,020.00	157,040,000	3,055.00	158,860,000	3.27
6	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	971	146,500.00	142,251,500	153,500.00	149,048,500	3.07
7	日本	株式	ソニー	電気機器	45,300	2,829.00	128,153,700	2,993.00	135,582,900	2.79
8	日本	株式	京セラ	電気機器	14,200	8,540.00	121,268,000	8,480.00	120,416,000	2.48
9	日本	株式	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	52,400	1,952.00	102,284,800	2,145.00	112,398,000	2.31
10	日本	株式	三菱UFJリース	その他金融業	29,310	3,325.00	97,455,750	3,620.00	106,102,200	2.18
11	日本	株式	SMC	機械	7,600	14,242.12	108,240,139	13,950.00	106,020,000	2.18
12	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	45,000	2,163.90	97,375,692	2,277.00	102,465,000	2.11
13	日本	株式	三井物産	卸売業	67,700	1,380.00	93,426,000	1,486.00	100,602,200	2.07
14	日本	株式	三菱重工業	機械	281,000	325.00	91,325,000	347.00	97,507,000	2.01
15	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	31,100	2,792.00	86,831,200	3,085.00	95,943,500	1.97
16	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	181,900	499.00	90,768,100	518.00	94,224,200	1.94
17	日本	株式	ファナック	電気機器	7,200	12,960.00	93,312,000	12,680.00	91,296,000	1.88
18	日本	株式	東芝	電気機器	165,000	489.66	80,793,900	535.00	88,275,000	1.82
19	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	104,000	830.00	86,320,000	835.00	86,840,000	1.79
20	日本	株式	日立製作所	電気機器	164,000	448.00	73,472,000	495.00	81,180,000	1.67
21	日本	株式	楽天	サービス業	1,086	72,200.00	78,409,200	72,700.00	78,952,200	1.62
22	日本	株式	オリックス	その他金融業	8,520	8,100.00	69,012,000	9,150.00	77,958,000	1.60
23	日本	株式	島津製作所	精密機器	107,000	663.57	71,001,990	725.00	77,575,000	1.60
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	22,800	2,823.00	64,364,400	3,355.00	76,494,000	1.57
25	日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	26,800	2,602.00	69,733,600	2,820.00	75,576,000	1.55
26	日本	株式	住生活グループ	金属製品	37,000	1,853.99	68,597,968	1,988.00	73,556,000	1.51
27	日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	50,800	1,516.00	77,012,800	1,446.00	73,456,800	1.51
28	日本	株式	日本電産	電気機器	9,600	7,730.00	74,208,000	7,600.00	72,960,000	1.50
29	日本	株式	JXホールディングス	石油・石炭製品	119,900	555.00	66,544,500	573.00	68,702,700	1.41
30	日本	株式	三井金属鉱業	非鉄金属	212,000	290.00	61,480,000	323.00	68,476,000	1.41

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	-	100.17
合計		100.17

<参考>

マザーファンドの種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（%）
株式	食料品	3.90
	繊維製品	1.11
	化学	7.32
	医薬品	0.76
	石油・石炭製品	1.41
	ガラス・土石製品	1.18
	非鉄金属	3.26
	金属製品	2.52
	機械	6.97
	電気機器	15.41
	輸送用機器	13.58
	精密機器	1.60
	陸運業	1.00
	情報・通信業	4.64
	卸売業	6.53
	小売業	3.94
	銀行業	7.10
	証券、商品先物取引業	1.94
	保険業	2.31
	その他金融業	3.79
	不動産業	5.10
	サービス業	2.85
合計		98.23

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成23年2月末日及び同日前1年以内における各月末、ならびに下記計算期末の純資産等の推移は次の通りです。

期	純資産総額（単位：円）	1口当たり純資産額（単位：円）
第1計算期間末 （平成14年1月25日）	12,961,594,719（分配付） 12,961,594,719（分配落）	0.8138（分配付） 0.8138（分配落）
第2計算期間末 （平成15年1月27日）	10,708,118,549（分配付） 10,708,118,549（分配落）	0.6827（分配付） 0.6827（分配落）
第3計算期間末 （平成16年1月26日）	12,201,994,200（分配付） 12,201,994,200（分配落）	0.8636（分配付） 0.8636（分配落）
第4計算期間末 （平成17年1月25日）	10,921,091,548（分配付） 10,921,091,548（分配落）	0.9183（分配付） 0.9183（分配落）
第5計算期間末 （平成18年1月25日）	14,128,595,790（分配付） 10,888,753,721（分配落）	1.5263（分配付） 1.1763（分配落）
第6計算期間末 （平成19年1月25日）	14,915,130,778（分配付） 14,915,130,778（分配落）	1.1721（分配付） 1.1721（分配落）
第7計算期間末 （平成20年1月25日）	7,545,669,551（分配付） 7,545,669,551（分配落）	0.8796（分配付） 0.8796（分配落）
第8計算期間末 （平成21年1月26日）	3,566,343,596（分配付） 3,566,343,596（分配落）	0.4485（分配付） 0.4485（分配落）
第9計算期間末 （平成22年1月25日）	3,590,591,273（分配付） 3,590,591,273（分配落）	0.5155（分配付） 0.5155（分配落）
第10計算期間 （平成23年1月25日）	2,915,662,073（分配付） 2,915,662,073（分配落）	0.5198（分配付） 0.5198（分配落）

各月末及び直近日	純資産総額（単位：円）	1口当たり純資産額（単位：円）
平成22年2月末日	3,353,506,767	0.4935
3月末日	3,619,303,537	0.5427
4月末日	3,663,128,741	0.5560
5月末日	3,233,090,748	0.4972
6月末日	2,982,176,440	0.4689
7月末日	2,964,698,486	0.4696
8月末日	2,765,763,290	0.4428
9月末日	2,821,919,646	0.4613
10月末日	2,740,139,689	0.4543
11月末日	2,816,424,792	0.4821
12月末日	2,840,837,044	0.5012
平成23年1月末日	2,864,169,256	0.5120
2月末日	2,730,627,706	0.5348

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.3500
第6期	0.0000
第7期	0.0000
第8期	0.0000
第9期	0.0000
第10期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1期	△18.6
第2期	△16.1
第3期	26.5
第4期	6.3
第5期	66.2
第6期	△0.4
第7期	△25.0
第8期	△49.0
第9期	14.9
第10期	0.8

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配前の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	16,958,924,089	1,031,434,509
第2期	1,079,227,582	1,321,592,975
第3期	283,499,582	1,838,936,341
第4期	586,349,573	2,823,922,267
第5期	4,879,259,500	7,514,682,607
第6期	7,529,787,240	4,061,401,908
第7期	706,120,822	4,852,714,267
第8期	238,180,648	864,368,450
第9期	323,601,718	1,310,857,903
第10期	38,580,977	1,394,862,906

（注1）上記の数字はすべて本邦内における設定及び解約の実績です。

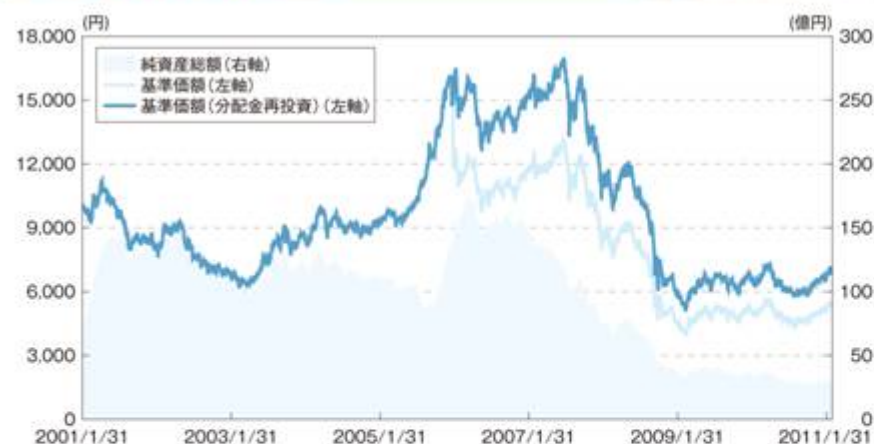
（注2）第1期の設定口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

＜参考情報＞

〔運用実績〕

(2011年2月28日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※基準価額（分配金再投資）は税引前分配金を再投資したものと計算しています。

分配の推移

2007年1月	0円
2008年1月	0円
2009年1月	0円
2010年1月	0円
2011年1月	0円
設定来累計	3,500円

※分配金は1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況(マザーファンド)

組入上位10業種

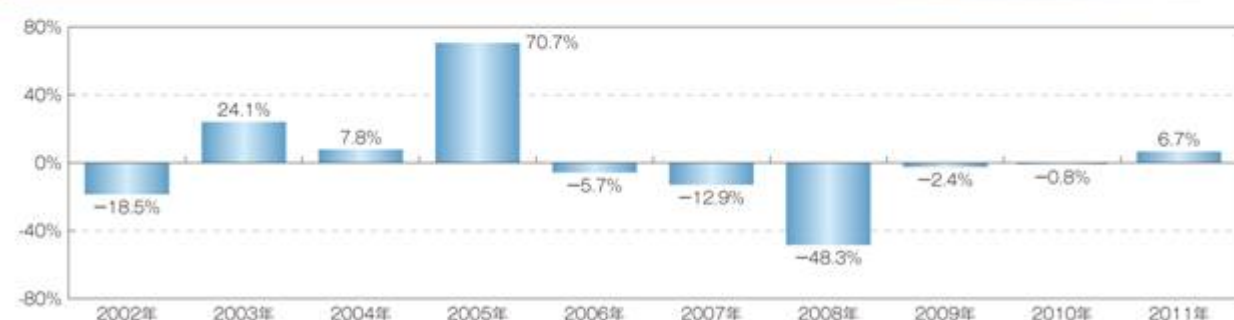
順位	業種	比率
1	電気機器	15.4%
2	輸送用機器	13.6%
3	化学	7.3%
4	銀行業	7.1%
5	機械	7.0%
6	卸売業	6.5%
7	不動産業	5.1%
8	情報・通信業	4.6%
9	小売業	3.9%
10	食料品	3.9%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	比率
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	5.1%
2	本田技研工業	輸送用機器	4.5%
3	三菱商事	卸売業	4.5%
4	三菱地所	不動産業	3.5%
5	デンソー	輸送用機器	3.3%
6	エヌ・ティ・ティ・コム	情報・通信業	3.1%
7	ソニー	電気機器	2.8%
8	京セラ	電気機器	2.5%
9	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	2.3%
10	三菱UFJリース	その他金融業	2.2%

※比率は純資産総額比であり、四捨五入して表示しております。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※2011年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。ファンドの運用状況等は、別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得のお申込み

ファンドの取得のお申込みは、原則として、毎営業日にいつでもお受けしております。

取得申込みの受付は、原則として午後3時までとします。この受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

（2）お申込方法

ファンドの取得のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込み下さい。

取得申込者は、販売会社との間で、証券投資信託の取引に関する契約または規定に基づいて、取引口座の開設を申し込む旨の申込書を提出します。当ファンドは、収益分配がなされた場合に収益分配金が税引後自動的に無手数料で再投資される「分配金自動再投資型」ですので、取得申込者は販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって、分配金再投資にかかる契約を締結します。

また、定時定額で購入する「投信自動積立」を利用する場合には、販売会社との間で「投信自動積立」に関する取り決めを行います。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

（3）お申込単位

当初申込みの場合・・・20万円以上1円単位

追加申込みの場合・・・1万円以上1円単位

※ 「投信自動積立」をお申込みのうえでご購入の場合は、お申込手数料およびお申込手数料に対する消費税等に相当する金額を含めて1万円以上1千円単位でお申込みいただけます。

※ 「追加申込み」とは、お申込時点で当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」を既にお申込みされている場合をいいます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

（4）お申込価額

お申込価額は、取得申込受付日の基準価額です。

（5）お申込手数料

お申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

なお、分配金再投資にかかる契約に基づき収益分配金を再投資する場合、お申込手数料はかかりません。

※ お申込手数料には、消費税等に相当する金額がかかります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

（6）払込期日

取得申込者は、販売会社の指定する日までに当ファンドのお申込代金を販売会社にお支払い下さい。各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（7）取得申込みの受付の中止等

委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当

該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止、信託財産の適正な評価ができないと委託会社が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することができます。取得申込みの受付が中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとします。

（８）その他の留意点

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

◆取得のお申込みの詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

2【換金（解約）手続等】

（１）ご換金

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求による換金を行うことができます。

ご換金の請求は、原則として、毎営業日にいつでもお受けいたします。

ご換金の請求の受付は、原則として午後３時までとします。この受付時間を過ぎてからのご換金の請求は翌営業日の取扱いとなります。

（２）ご換金単位

ご換金の単位は、１口単位です。

（３）ご換金価額

ご換金価額は、換金請求受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額です。

（４）ご換金代金のお支払い

ご換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として、５営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

（５）ご換金の受付の中止等

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、信託財産の適正な評価ができないと委託会社が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、ご換金の請求の受付を中止することができます。ご換金の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の請求を撤回しない場合には、当該受益権のご換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の請求を受け付けたものとして前記（３）に準じて計算された価額となります。

（６）その他の留意点

ご換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社に行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

◆ご換金の詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

《基準価額の算出方法》

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

＜主な投資対象の評価方法＞

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式：原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

外貨建資産：原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって円換算を行います。

予約為替：原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

《基準価額の算出頻度と公表》

基準価額は委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「ジャパン」の名称で掲載されます。また、基準価額は、販売会社または下記の委託会社の照会先に問い合わせることにより、ご確認いただけます。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-3535-1299（受付時間 9：00～17：00 土・日・祝日および12月31日・1月2日・1月3日を除きます。）

ホームページ <http://www.franklintempleton.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、原則として受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限です（平成13年1月31日設定）。

ただし、委託会社は、後記「（５）その他（a）信託の終了」にしたがいファンドを終了させることができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までです。

ただし、1月25日が休業日のときは翌営業日を計算期間終了日（決算日）とします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日（償還日）とします。

（５）【その他】

（a）信託の終了

- 1) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が５億口を下回ることとなった場合、ファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前記１）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前記２）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前記３）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ファンドの信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 前記３）から５）までは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記３）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（b）信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前記１）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前記２）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前記３）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 信託約款の変更内容のうち、委託会社が重要と判断したものについては、運用報告書に記載します。

（c）関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」は、契約期間満了日前の一定期間（３ヵ月以上前）までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、原則として１年毎に自動的に更新されます。

（d）公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（e）運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

（f）信託業務の委託等

- 1) 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。）を含みます。）を委託先として選定します。
 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - 2) 受託会社は、前記1)の委託先の選定にあたっては、当該委託先が前記1) 1. から4. に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - 3) 前記1) および2)にかかわらず、受託会社は、次の1. から4. に掲げる業務（裁量性のないものに限りまゝ。）を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- (g) ファンドの信託契約に関する監督官庁の命令
- 1) 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。
 - 2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、前記「(b)信託約款の変更」の手続きにしたがいます。
- (h) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- 1) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - 2) 前記1)にかかわらず、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、前記「(b)信託約款の変更 4)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (i) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- 1) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - 2) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- (j) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- 1) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は前記「(b)信託約款の変更」にしたがい、新受託者を選任します。
 - 2) 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (k) 信託約款に関する疑義の取扱い
- 当ファンドの信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金受領権

受益者（当該収益分配金にかかる毎計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）は、受益権の持ち分に応じて、収益分配金を委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、分配金再投資にかかる契約に基づき、原則として税引後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

また、別に定める契約により収益分配金を再投資しない受益者の収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。

なお、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②償還金受領権

受益者は、受益権の持ち分に応じて、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。）を委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）までに支払いを開始するものとしします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

③受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求する権利を有します。

④反対者の買取請求権

委託会社が前記「3 資産管理等の概要（5）その他（a）信託の終了」の信託契約の解約または前記「3 資産管理等の概要（5）その他（b）信託約款の変更」の信託約款の変更を行う場合において、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取のべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記「3 資産管理等の概要（5）その他（a）信託の終了2）」または前記「3 資産管理等の概要（5）その他（b）信託約款の変更 2）」の公告または書面に付記します。

⑤受託会社の解任請求権

受託会社とその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。

⑥帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係るファンドの信託財産に関する帳簿書

類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成21年1月27日から平成22年1月25日まで）及び第10期計算期間（平成22年1月26日から平成23年1月25日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

フランクリン・テンプルトン・ジャパン・オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成22年1月25日現在)	第10期 (平成23年1月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,067,666	31,176,794
親投資信託受益証券	3,591,137,174	2,914,749,007
未収利息	45	42
流動資産合計	3,624,204,885	2,945,925,843
資産合計	3,624,204,885	2,945,925,843
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,804,190	7,562,214
未払受託者報酬	1,911,718	1,506,423
未払委託者報酬	26,763,973	21,089,780
その他未払費用	133,731	105,353
流動負債合計	33,613,612	30,263,770
負債合計	33,613,612	30,263,770
純資産の部		
元本等		
元本	*1 6,965,039,527	*1 5,608,757,598
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	*2 △3,374,448,254	*2 △2,693,095,525
（分配準備積立金）	101,474,265	98,792,603
元本等合計	3,590,591,273	2,915,662,073
純資産合計	3,590,591,273	2,915,662,073
負債純資産合計	3,624,204,885	2,945,925,843

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 平成21年 1 月27日 至 平成22年 1 月25日	第10期 自 平成22年 1 月26日 至 平成23年 1 月25日
営業収益		
受取利息	2,204	2,877
有価証券売買等損益	586,215,769	40,046,621
営業収益合計	586,217,973	40,049,498
営業費用		
受託者報酬	3,857,011	3,265,363
委託者報酬	53,998,039	45,714,908
その他費用	269,814	228,392
営業費用合計	58,124,864	49,208,663
営業利益又は営業損失（△）	528,093,109	△9,159,165
経常利益又は経常損失（△）	528,093,109	△9,159,165
当期純利益又は当期純損失（△）	528,093,109	△9,159,165
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	61,323,484	△33,094,704
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△4,385,952,116	△3,374,448,254
剰余金増加額又は欠損金減少額	723,538,555	677,306,504
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	723,538,555	677,306,504
剰余金減少額又は欠損金増加額	178,804,318	19,889,314
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	178,804,318	19,889,314
分配金	— *1	— *1
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,374,448,254	△2,693,095,525

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 自 平成21年1月27日 至 平成22年1月25日	第10期 自 平成22年1月26日 至 平成23年1月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成21年1月25日が休日のため、前計算期間末日を平成21年1月26日としております。	—

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 (平成22年1月25日現在)	第10期 (平成23年1月25日現在)
＊1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	7,952,295,712円 323,601,718円 1,310,857,903円	6,965,039,527円 38,580,977円 1,394,862,906円
＊2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,374,448,254円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,693,095,525円であります。
3 計算期間期末日における受益権の総数	6,965,039,527口	5,608,757,598口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

＊1 分配金の計算過程

第9期 自 平成21年1月27日 至 平成22年1月25日	第10期 自 平成22年1月26日 至 平成23年1月25日
分配金の計算過程 計算期末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（47,168,610円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（72,826,044円）及び分配準備積立金（54,305,655円）より、分配対象収益は、174,300,309円（1万口当たり250.23円）であります。分配を行っておりません。	分配金の計算過程 計算期末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（16,165,326円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（59,178,882円）及び分配準備積立金（82,627,277円）より、分配対象収益は、157,971,485円（1万口当たり281.64円）であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

区分	第9期 自 平成21年1月27日 至 平成22年1月25日	第10期 自 平成22年1月26日 至 平成23年1月25日
1. 金融商品 に対する取 組方針	—	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品 の内容及び そのリスク	—	当ファンドが保有する主な金融商品は、親投資信託受益証券であります。また、当ファンドが親投資信託受益証券を通じて保有する有価証券は株式であり、これらは価格変動リスク等の市場リスク、流動性リスク及び信用リスクに晒されています。
3. 金融商品 に係るリス ク管理体制	—	当社は、投資リスクの管理のため、社内規程として「運用モニタリング規程」を制定し、運用部門とは独立した組織である運用管理部、リスク管理部によるモニタリング体制を構築しています。運用管理部はパフォーマンス分析・リスク分析、リスク管理部は信用リスク・流動性リスク・市場リスクのモニタリングを行っています。 モニタリング担当部署は定期的に運用管理委員会に報告を行っています。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第9期 (平成22年1月25日現在)	第10期 (平成23年1月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	—	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているため、その差額は ありません。
2. 時価の算定方法	—	有価証券 時価の算定方法は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(追加情報)

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

第9期（平成22年1月25日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,591,137,174	518,678,389
合計	3,591,137,174	518,678,389

第10期（平成23年1月25日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	76,840,023

合計	76,840,023
----	------------

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当り情報）

項目	第9期 (平成22年1月25日現在)	第10期 (平成23年1月25日現在)
1口当り純資産額 (1万口当り純資産額)	0.5155円 (5,155円)	0.5198円 (5,198円)

（4）【附属明細表】（平成23年1月25日現在）

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	フランクリン・テンプルトン 日本株マザーファンド	3,694,231,949	2,914,749,007	—
合計		3,694,231,949	2,914,749,007	—

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考情報>

「フランクリン・templton・ジャパン・オープン」は「フランクリン・templton 日本株マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて「フランクリン・templton 日本株マザーファンド」の受益証券です。

「フランクリン・templton 日本株マザーファンド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「フランクリン・templton 日本株マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成22年1月25日現在)	(平成23年1月25日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		66,976,342	40,592,480
株式		5,950,602,850	4,952,876,000
未収入金		173,948,804	162,493,749
未収配当金		3,629,070	3,327,300
未収利息		91	55
流動資産合計		6,195,157,157	5,159,289,584
資産合計		6,195,157,157	5,159,289,584
負債の部			
流動負債			
未払金		169,078,650	138,531,117
流動負債合計		169,078,650	138,531,117
負債合計		169,078,650	138,531,117
純資産の部			
元本等			
元本	＊1	7,820,233,177	6,363,820,494
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)	＊2	△1,794,154,670	△1,343,062,027
元本等合計		6,026,078,507	5,020,758,467
純資産合計		6,026,078,507	5,020,758,467
負債純資産合計		6,195,157,157	5,159,289,584

(注) フランクリン・templton 日本株マザーファンドの計算期間は、フランクリン・templton・ジャパン・オープンの計算期間とは異なり、原則として毎年1月31日から翌年1月30日までであります。上記の貸借対照表は、平成22年1月25日及び平成23年1月25日における同ファンドの状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年1月27日 至 平成22年1月25日	自 平成22年1月26日 至 平成23年1月25日
1. 有価証券の 評価基準及び 評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所に上場されている株式 原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または平成21年9月23日までは金融商品取引所が発表する基準値段で評価しております。 ②金融商品取引所に上場されていない株式 原則として日本証券業協会が発表する基準値、または金融商品取引業者等から提示される気配相場（ただし売気配相場は使用しない）に基づいて評価しております。 ③時価が入手できなかった株式 適正な評価額が入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合、投資信託委託会社が忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議の上、両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式 移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所に上場されている株式 原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）で評価しております。 ②金融商品取引所に上場されていない株式 同左 ③時価が入手できなかった株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 —

(貸借対照表に関する注記)

	(平成22年1月25日現在)	(平成23年1月25日現在)
* 1 本有価証券報告書における 開示対象ファンドの期首に おける当該マザーファンド の元本額 同期中における追加設定元 本額 同期中における一部解約元 本額 元本の内訳 フランクリン・テンプルト ン・ジャパン・オープン フランクリン・テンプルト ン日本株オープン フランクリン・テンプルト ン・ジャパン・オープンV A（適格機関投資家専用） 合計	12,380,925,338円 440,475,257円 5,001,167,418円 4,660,183,201円 2,199,549,817円 960,500,159円 7,820,233,177円	7,820,233,177円 143,896,812円 1,600,309,495円 3,694,231,949円 1,825,058,194円 844,530,351円 6,363,820,494円
* 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,794,154,670円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,343,062,027円であります。
3 本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日に おける当該親投資信託の受 益権の総数	7,820,233,177口	6,363,820,494口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する注記

区分	自 平成21年1月27日 至 平成22年1月25日	自 平成22年1月26日 至 平成23年1月25日
1. 金融商品 に対する取 組方針	—	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品 の内容及び そのリスク	—	当ファンドが保有する主な金融商品は株式であり、これらは価格変動リスク等の市場リスク、流動性リスク及び信用リスクに晒されています。
3. 金融商品 に係るリス ク管理体制	—	当社は、投資リスクの管理のため、社内規程として「運用モニタリング規程」を制定し、運用部門とは独立した組織である運用管理部、リスク管理部によるモニタリング体制を構築しています。運用管理部はパフォーマンス分析・リスク分析、リスク管理部は信用リスク・流動性リスク・市場リスクのモニタリングを行っています。 モニタリング担当部署は定期的に運用管理委員会に報告を行っています。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	（平成22年1月25日現在）	（平成23年1月25日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	—	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	—	有価証券 時価の算定方法は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（追加情報）

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

（平成22年1月25日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	5,950,602,850	481,783,413
合計	5,950,602,850	481,783,413

（平成23年1月25日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	355,895,371
合計	355,895,371

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当ファンドの期首日からフランクリン・テンプレートン・

ジャパン・オープンの各期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

Ⅰ. 取引の状況に関する事項

項目	自 平成21年1月27日 至 平成22年1月25日	自 平成22年1月26日 至 平成23年1月25日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	—
2. 取引に対する取引方針	デリバティブ取引につきましては、投資信託約款上「先物取引等の運用指図・目的・範囲」にて建玉制限を定めており、その制限を遵守しています。	—
3. 取引の利用目的	投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的で利用しております。	—
4. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。	—
5. 取引に係るリスク管理体制	当社のリスク管理体制として、運用部門から独立したリスク管理部が、マーケットリスクを適切に管理し、その状況について経営陣、関連部署に報告しております。	—
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	—

Ⅱ. 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当り情報)

項目	(平成22年1月25日現在)	(平成23年1月25日現在)
1口当り純資産額 (1万口当り純資産額)	0.7706円 (7,706円)	0.7890円 (7,890円)

(3) 附属明細表（平成23年1月25日現在）

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
日本ハム	22,000	1,130	24,860,000	
アサヒビール	31,400	1,581	49,643,400	
味の素	42,000	905	38,010,000	
日本たばこ産業	176	312,500	55,000,000	
クラレ	54,600	1,145	62,517,000	
電気化学工業	125,000	405	50,625,000	
三井化学	82,000	305	25,010,000	
東京応化工業	30,600	1,847	56,518,200	
日本ペイント	92,000	643	59,156,000	
富士フイルムホールディングス	27,000	3,090	83,430,000	
エフピコ	9,600	4,905	47,088,000	
ユニ・チャーム	9,400	3,180	29,892,000	
アステラス製薬	9,500	3,195	30,352,500	
塩野義製薬	23,600	1,575	37,170,000	
JXホールディングス	125,800	566	71,202,800	
日本電気硝子	62,000	1,192	73,904,000	
日新製鋼	137,000	167	22,879,000	
三井金属鉱業	173,000	294	50,862,000	
住友金属鉱山	34,000	1,402	47,668,000	
東邦チタニウム	24,600	2,247	55,276,200	
住生活グループ	13,800	1,878	25,916,400	
リンナイ	10,300	5,180	53,354,000	
アマダ	80,000	684	54,720,000	
富士機械製造	9,400	1,753	16,478,200	
ディスコ	6,800	5,560	37,808,000	
ヒラノテクシード	16,000	1,395	22,320,000	
SMC	3,100	13,750	42,625,000	
小松製作所	25,200	2,426	61,135,200	
セガサミーホールディングス	20,400	1,688	34,435,200	
三菱重工業	232,000	326	75,632,000	
日立製作所	172,000	453	77,916,000	
東芝	153,000	493	75,429,000	
日本電産	7,100	8,100	57,510,000	
エルピーダメモリ	37,500	1,160	43,500,000	
ソニー	57,800	2,919	168,718,200	
アルプス電気	31,100	967	30,073,700	

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
フォスター電機	12,700	2,483	31,534,100	
ファナック	6,300	12,620	79,506,000	
京セラ	11,600	8,490	98,484,000	
村田製作所	8,800	6,120	53,856,000	
豊田自動織機	19,100	2,656	50,729,600	
デンソー	30,900	2,996	92,576,400	
日産自動車	109,100	846	92,298,600	
いすゞ自動車	131,000	387	50,697,000	
ケーヒン	17,200	1,872	32,198,400	
本田技研工業	65,200	3,445	224,614,000	
ヤマハ発動機	91,400	1,425	130,245,000	
島津製作所	73,000	654	47,742,000	
東日本旅客鉄道	15,900	5,400	85,860,000	
日立物流	39,000	1,279	49,881,000	
東京放送ホールディングス	51,800	1,179	61,072,200	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,019	148,300	151,117,700	
ソフトバンク	24,000	2,803	67,272,000	
三井物産	71,000	1,413	100,323,000	
三菱商事	100,500	2,346	235,773,000	
エービーシー・マート	11,500	3,065	35,247,500	
ジェイアイエヌ	27,000	501	13,527,000	
セブン&アイ・ホールディングス	22,600	2,171	49,064,600	
ドン・キホーテ	14,600	2,566	37,463,600	
ファーストリテイリング	1,900	12,290	23,351,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	412,500	454	187,275,000	
三井住友フィナンシャルグループ	32,700	2,934	95,941,800	
みずほフィナンシャルグループ	475,400	167	79,391,800	
野村ホールディングス	239,100	521	124,571,100	
みずほ証券	209,000	231	48,279,000	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	55,000	2,031	111,705,000	
オリックス	6,020	8,200	49,364,000	
三菱UFJリース	30,740	3,470	106,667,800	
一建設	10,200	2,624	26,764,800	
パーク24	57,200	888	50,793,600	
三菱地所	107,000	1,618	173,126,000	
オリエンタルランド	7,700	7,620	58,674,000	
楽天	1,347	72,200	97,253,400	
合計			4,952,876,000	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成23年2月28日現在)

I 資産総額	2,744,560,554円
II 負債総額	13,932,848円
III 純資産総額（I－II）	2,730,627,706円
IV 発行済口数	5,105,798,286口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5348円

<参考>

マザーファンドの純資産額計算書

(平成23年2月28日現在)

I 資産総額	4,948,875,539円
II 負債総額	87,673,102円
III 純資産総額（I－II）	4,861,202,437円
IV 発行済口数	5,981,019,952口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8128円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社債、株式等の振替に関する法律の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行えません。

振替受益権には無記名式や記名式の形態がないため、名義書換は行われません。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をする必要があります。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知します。

③ 委託会社は、前記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（7）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成23年2月末日現在）

資本金	490,000千円
発行する株式の総数	19,600株
発行済株式総数	14,700株

<最近5年間における資本金の額の増減>

年月日	増減
平成22年10月27日	245,000千円の減資
平成22年10月27日	245,000千円の増資

（2）委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としての取締役会は6名以内の取締役で構成されます。取締役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任され、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。また、増員により選出された取締役の任期は他の取締役の任期が満了するまでの期間とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役及び役付取締役を選任します。

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となります。社長に事故があるときは、あらかじめ、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は会日の5日前にこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

（3）運用の意思決定機構

当ファンドの運用は、運用本部内に設置する「投資政策委員会」で運用方針の策定をした後、「投資戦略委員会」で具体的な投資戦略を策定します。各委員会の概要は以下の通りです。

「投資政策委員会」

委員長： 運用本部長
メンバー： 運用本部長、運用部職員、調査部職員、委員長の指名する者
審議事項： ・市場環境分析
・運用方針と投資政策の策定
開催頻度： 原則として月1回以上開催

「投資戦略委員会」

委員長： 運用本部長
メンバー： 運用本部長、運用部長、調査部長、その他委員長の指名する者
審議事項： ・投資戦略の策定
・投資ユニバースの見直し
開催頻度： 原則として月1回以上開催

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社であるフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言・代理業を行っています。

平成23年2月末日現在、委託会社が運用している証券投資信託は、追加型株式投資信託11本、親投資信託3本で、親投資信託を除いた純資産総額の合計は99,224,182,343円です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社は、第14期事業年度（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の財務諸表について、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、また、第15期事業年度（平成21年10月1日から平成22年9月30日まで）の財務諸表について、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）及び第15期事業年度（平成21年10月1日から平成22年9月30日まで）の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。
3. 平成21年8月12日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を3月31日から9月30日に変更しております。これに伴い、第14期事業年度は平成21年4月1日から平成21年9月30日までの6ヶ月間となっております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第14期 (平成21年 9 月30日)		第15期 (平成22年 9 月30日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		687,529		381,516
前払費用		16,492		14,612
未収入金		44,487	* 2	53,978
未収委託者報酬		78,920		59,800
未収運用受託報酬		47,696		19,190
その他流動資産		-		2,301
流動資産合計		875,127		531,398
固定資産				
有形固定資産				
建物付属設備		51,644		45,378
器具備品		43,645		44,414
有形固定資産合計	* 1	95,290	* 1	89,792
投資その他の資産				
投資有価証券		145,916		22,191
長期差入保証金		139,981		139,941
投資その他の資産合計		285,898		162,133
固定資産合計		381,188		251,926
資産合計		1,256,316		783,324
負債の部				
流動負債				
預り金		18,687		17,372
未払収益分配金		973		1,537
未払手数料		48,439		36,517
その他未払金	* 2	178,600	* 2	516,803
未払費用	* 2	58,779	* 2	44,123
未払法人税等		2,145		1,519
未払消費税等		1,497		-
前受収益		3,197		-
流動負債合計		312,319		617,874
負債合計		312,319		617,874
純資産の部				
株主資本				

	第14期 (平成21年 9 月30日)	第15期 (平成22年 9 月30日)
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	121,943	121,943
資本剰余金合計	121,943	121,943
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	311,908	△448,003
利益剰余金合計	311,908	△448,003
株主資本合計	923,851	163,939
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	20,145	1,510
評価・換算差額等合計	20,145	1,510
純資産合計	943,996	165,450
負債純資産合計	1,256,316	783,324

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第14期 (自 平成21年4月1 日 至 平成21年9月30 日)	第15期 (自 平成21年10月1 日 至 平成22年9月30 日)
営業収益		
委託者報酬	556,041	937,164
運用受託報酬	185,110	205,208
その他営業収益	91,538	161,992
営業収益計	832,690	1,304,365
営業費用		
支払手数料	350,260	602,599
広告宣伝費	828	1,657
公告費	780	1,247
調査費	49,434	78,631
図書費	707	1,107
委託計算費	8,758	16,796
通信費	1,879	3,708
印刷費	15,263	28,403
諸会費	2,119	3,396
販売促進費	130	301
営業費用計	430,162	737,849
一般管理費		
役員報酬	70,661	98,348
給料・手当	253,548	514,851
賞与	30,920	90,216
その他給与	4,747	8,110
法定福利費	22,553	46,401
退職給付費用	5,120	10,717
交際費	422	1,454
旅費交通費	2,808	5,874
租税公課	1,016	2,735
福利厚生費	5,660	14,863
事務委託費	110,462	225,877
不動産賃貸料	78,562	144,347
固定資産減価償却費	7,340	13,544
諸経費	66,999	178,874
一般管理費計	660,823	1,356,218
営業損失（△）	△258,295	△789,702

	第14期 (自 平成21年4月1 日 至 平成21年9月30 日)	第15期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
営業外収益		
受取利息	133	119
為替差益	11,111	23,735
その他	1,308	8
営業外収益合計	12,553	23,863
営業外費用		
雑損失	774	-
営業外費用合計	774	-
経常損失（△）	△246,516	△765,838
特別利益		
投資有価証券売却益	-	8,055
特別利益合計	-	8,055
特別損失		
固定資産除却損	* 1 111	* 1 1,177
特別損失合計	111	1,177
税引前当期純損失（△）	△246,627	△758,961
法人税、住民税及び事業税	475	950
法人税等合計	475	950
当期純損失（△）	△247,102	△759,911

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第14期 (自 平成21年4月1 日 至 平成21年9月30 日)	第15期 (自 平成21年10月1 日 至 平成22年9月30 日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	490,000	490,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	121,943	121,943
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	121,943	121,943
資本剰余金合計		
前期末残高	121,943	121,943
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	121,943	121,943
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	559,011	311,908
当期変動額		
当期純損失 (△)	△247,102	△759,911
当期変動額合計	△247,102	△759,911
当期末残高	311,908	△448,003
利益剰余金合計		
前期末残高	559,011	311,908
当期変動額		
当期純損失 (△)	△247,102	△759,911
当期変動額合計	△247,102	△759,911
当期末残高	311,908	△448,003
株主資本合計		
前期末残高	1,170,954	923,851
当期変動額		

	第14期 (自 平成21年4月1 日 至 平成21年9月30 日)	第15期 (自 平成21年10月1 日 至 平成22年9月30 日)
当期純損失 (△)	△247,102	△759,911
当期変動額合計	△247,102	△759,911
当期末残高	923,851	163,939
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△203	20,145
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,348	△18,634
当期変動額合計	20,348	△18,634
当期末残高	20,145	1,510
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△203	20,145
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,348	△18,634
当期変動額合計	20,348	△18,634
当期末残高	20,145	1,510
純資産合計		
前期末残高	1,170,751	943,996
当期変動額		
当期純損失 (△)	△247,102	△759,911
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,348	△18,634
当期変動額合計	△226,754	△778,546
当期末残高	943,996	165,450

(重要な会計方針)

項目	第14期 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	第15期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
1. 有価証券の評価 基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 当事業年度末日の市場価格等 に基づく時価法（評価差額 は、全部純資産直入法により 処理し、売却原価は、移動平均 法により算定）	その他有価証券 時価のあるもの 同左
2. 固定資産の減価 償却の方法	有形固定資産 定額法により償却しておりま す。	有形固定資産 同左
3. その他財務諸表 作成のための重要 な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜 方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

注記事項

（貸借対照表関係）

第14期 (平成21年9月30日)	第15期 (平成22年9月30日)																		
＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物付属設備</td><td>47,114千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>74,403千円</td></tr> </table> ＊2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 <table> <tr> <td>流動負債 未払費用</td><td>26,290千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>75,890千円</td></tr> </table>	建物付属設備	47,114千円	器具備品	74,403千円	流動負債 未払費用	26,290千円	その他未払金	75,890千円	＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物付属設備</td><td>53,380千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>71,080千円</td></tr> </table> ＊2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 <table> <tr> <td>流動資産 未収入金</td><td>13,059千円</td></tr> <tr> <td>流動負債 未払費用</td><td>9,671千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>136,234千円</td></tr> </table>	建物付属設備	53,380千円	器具備品	71,080千円	流動資産 未収入金	13,059千円	流動負債 未払費用	9,671千円	その他未払金	136,234千円
建物付属設備	47,114千円																		
器具備品	74,403千円																		
流動負債 未払費用	26,290千円																		
その他未払金	75,890千円																		
建物付属設備	53,380千円																		
器具備品	71,080千円																		
流動資産 未収入金	13,059千円																		
流動負債 未払費用	9,671千円																		
その他未払金	136,234千円																		

（損益計算書関係）

第14期 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	第15期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
＊1 固定資産除却損は、器具備品111千円 であります。	＊1 固定資産除却損は、器具備品1,177千 円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第14期（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,800	-	-	9,800
合計	9,800	-	-	9,800

自己株式について、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第15期（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,800	-	-	9,800
合計	9,800	-	-	9,800

自己株式について、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第14期 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	第15期 （自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

第15期（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用についてはファンド組成のためのシードマネーに限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。

投資有価証券は全て投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、日々基準価額の変動をモニタリングすることで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
資産			
（1）現金・預金	381,516	381,516	-
（2）未収入金	53,978	53,978	-
（3）未収委託者報酬	59,800	59,800	-
（4）未収運用受託報酬	19,190	19,190	-
（5）投資有価証券			
その他有価証券	22,191	22,191	-
（6）長期差入保証金	113,858	103,864	△9,994
資産計	650,533	640,539	△9,994
負債			
（1）未払手数料	36,517	36,517	-
（2）その他未払金	516,803	516,803	-
（3）未払費用	44,123	44,123	-
負債計	597,443	597,443	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収入金、（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

シードマネーとしての投資信託の時価は基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照ください。

（6）長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

負債

（１）未払手数料、（２）その他未払金及び（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

長期差入保証金

長期差入保証金（貸借対照表計上額139,941千円）のうち、営業保証金（貸借対照表計上額26,083千円）については、返還時期の想定を行うことが難しく、将来キャッシュフローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（６）長期差入保証金」には含めておりません。

（注）３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 １０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
現金・預金	381,516	-	-	-
未収入金	53,978	-	-	-
未収委託者報酬	59,800	-	-	-
未収運用受託報酬	19,190	-	-	-
合計	514,484	-	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

第14期（平成21年9月30日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他	124,760	144,985	20,225
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの			
その他	1,010	931	△79
合計	125,770	145,916	20,145

第15期（平成22年9月30日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他	19,670	21,315	1,645
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの			
その他	1,010	876	△134
合計	20,680	22,191	1,510

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額（千円）
113,145	8,055	-

（デリバティブ取引関係）

第14期 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	第15期 （自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第14期 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	第15期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)												
採用している退職給付制度の概要 当社は総合設立型厚生年金基金制度を採用しております。要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りであります。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成21年3月31日現在) <table> <tr> <td>年金資産の額</td><td>19,773百万円</td></tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td><td>22,769百万円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td><u>△2,996百万円</u></td></tr> </table> (2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) 0.66% (3) 補足説明 上記(1)の差引額の主な原因は、繰越不足金2,996百万円であります。 * なお、上記の数値については、入手可能な直近時点の年金財政計算に基づいて開示しております。	年金資産の額	19,773百万円	年金財政計算上の給付債務の額	22,769百万円	差引額	<u>△2,996百万円</u>	採用している退職給付制度の概要 当社は総合設立型厚生年金基金制度を採用しております。要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りであります。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成22年3月31日現在) <table> <tr> <td>年金資産の額</td><td>24,120百万円</td></tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td><td>23,487百万円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td><u>633百万円</u></td></tr> </table> (2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) 0.59% (3) 補足説明 上記(1)の差引額の主な原因は、繰越剰余金633百万円であります。 * なお、上記の数値については、入手可能な直近時点の年金財政計算に基づいて開示しております。	年金資産の額	24,120百万円	年金財政計算上の給付債務の額	23,487百万円	差引額	<u>633百万円</u>
年金資産の額	19,773百万円												
年金財政計算上の給付債務の額	22,769百万円												
差引額	<u>△2,996百万円</u>												
年金資産の額	24,120百万円												
年金財政計算上の給付債務の額	23,487百万円												
差引額	<u>633百万円</u>												

(税効果会計関係)

第14期 (平成21年9月30日)	第15期 (平成22年9月30日)																																												
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>213,118</td></tr> <tr><td>未払金</td><td>16,777</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>23,452</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td>92,057</td></tr> <tr><td>その他</td><td>373</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>345,778</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△345,778</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>0</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>0</td></tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	213,118	未払金	16,777	未払費用	23,452	投資有価証券評価損	92,057	その他	373	繰延税金資産小計	345,778	評価性引当額	△345,778	繰延税金資産合計	0	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	0	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>575,527</td></tr> <tr><td>未払金</td><td>30,313</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>15,873</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td>12,748</td></tr> <tr><td>その他</td><td>373</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>634,836</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△634,836</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>0</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>0</td></tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	575,527	未払金	30,313	未払費用	15,873	投資有価証券評価損	12,748	その他	373	繰延税金資産小計	634,836	評価性引当額	△634,836	繰延税金資産合計	0	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	0
繰延税金資産																																													
繰越欠損金	213,118																																												
未払金	16,777																																												
未払費用	23,452																																												
投資有価証券評価損	92,057																																												
その他	373																																												
繰延税金資産小計	345,778																																												
評価性引当額	△345,778																																												
繰延税金資産合計	0																																												
繰延税金負債	-																																												
繰延税金資産の純額	0																																												
繰延税金資産																																													
繰越欠損金	575,527																																												
未払金	30,313																																												
未払費用	15,873																																												
投資有価証券評価損	12,748																																												
その他	373																																												
繰延税金資産小計	634,836																																												
評価性引当額	△634,836																																												
繰延税金資産合計	0																																												
繰延税金負債	-																																												
繰延税金資産の純額	0																																												
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。																																												

(関連当事者情報)

第14期（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社の 親会社	フランクリン リソースズ インク	アメリカ合衆 国デラウェア 州	22,932千米 ドル	銀行持株 会社法上 の持株会 社	(被所有) 間接 100%	業務委託関係、 役員の兼任	本部共通経費 の支払	18,252	未払費用	22,765
									その他未 払金	67,120

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額を支払っております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
同一の親 会社を持 つ会社	テンプルトン グローバル アドバイザーズ リミテッド	パハマ国	5,000米ドル	資産運用 会社	無し	サポートフィー 契約を締結	ファンド販売 支援業務	20,007	その他未 払金	2,769
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	アメリカ合衆国 デラウェア州	100米ドル	一般業務 委託請負 会社	無し	業務委託関係	総務・経理・ インフォメー ションテクノ ロジー業務等 の委託	89,838	その他未 払金	18,871
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン テンプルトン インベストメ ント トラスト マネジメン ト リミテッド	大韓民国	150億 ウォン	資産運用 会社	無し	業務委託関係	委託業務の受 任	32,900	未収入金	16,641
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン テンプルトン インベストメ ント マネジメ ント リミテ ッド	英国	3百万 ポンド	資産運用 会社	無し	業務委託関係	委託代行業務 の受任	75,742	未収入金	13,006

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) ファンド販売支援業務については、ファンド販売支援に対する対価を支払っております。

(2) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、グローバルサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。

(3) 委託業務の受任については、委託業務契約に基づいて算出された委託業務報酬を受領しております。

(4) 委託代行業務の受任については、委託代行業務契約に基づいて算出された委託代行業務報酬を受領しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

フランクリン リソーシズ インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

テンプルトン ワールドワイド インク（非上場）

テンプルトン インターナショナル インク（非上場）

第15期（自 平成21年10月1日 至 平成22年 9月30日）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社の 親会社	フランクリン リソーシズ インク	アメリカ合衆 国デラウェア 州	22,401千米 ドル	銀行持株 会社法上 の持株会 社	（被所有） 間接 100%	業務委託関係、 役員の兼任	本部共通経費 の支払	40,913	未払費用	8,539
									その他未 払金	125,937

（注）1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額を支払っております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は職 業	議決権等 の所有（被 所有）割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
同一の親会社を持つ会社	テンプルトン グローバル アドバイザーズ リミテッド	バハマ国	5,000米ドル	資産運用会社	無し	サポートフィー契約を締結	ファンド販売支援業務	34,218	その他未払金	34,454
同一の親会社を持つ会社	フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	アメリカ合衆国 デラウェア州	100米ドル	一般業務委託請負会社	無し	業務委託関係	総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託	191,659	その他未払金	236,890
同一の親会社を持つ会社	フランクリン テンプルトン インベストメント トラスト マネジメント リミテッド	大韓民国	250億ウォン	資産運用会社	無し	業務委託関係、役員の兼任	委託業務の受任	52,092	未収入金	6,722
同一の親会社を持つ会社	フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド	英国	3百万ポンド	資産運用会社	無し	業務委託関係	委託代行業務の受任	111,771	未収入金	6,418
同一の親会社を持つ会社	フランクリン テンプルトン インベストメントス（ブラジル）エルティード	ブラジル	617,990リアル	資産運用会社	無し	業務委託関係	委託代行業務の受任	22,131	未収入金	24,358

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) ファンド販売支援業務については、ファンド販売支援に対する対価を支払っております。
- (2) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、グローバルサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
- (3) 委託業務の受任については、委託業務契約に基づいて算出された委託業務報酬を受領しております。
- (4) 委託代行業務の受任については、委託代行業務契約に基づいて算出された委託代行業務報酬を受領しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

フランクリン リソーシズ インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

テンプルトン ワールドワイド インク（非上場）

テンプルトン インターナショナル インク（非上場）

（１株当たり情報）

第14期 (自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日)	第15期 (自 平成21年10月１日 至 平成22年９月30日)
1株当たり純資産額 96,326円18銭 1株当たり当期純損失金額（注） 25,214円59銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式の発行が無い場合、記載していません。	1株当たり純資産額 16,882円70銭 1株当たり当期純損失金額（注） 77,542円02銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式の発行が無い場合、記載していません。

（注）１株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下の通りであります。

	第14期 (自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日)	第15期 (自 平成21年10月１日 至 平成22年９月30日)
当期純損失（△）（千円）	△247,102	△759,911
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（△）（千円）	△247,102	△759,911
期中平均株式数（株）	9,800	9,800

(重要な後発事象)

第14期 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	第15期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
-	1. 資本金の減少 平成22年9月22日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、次のように資本金の減少を行いました。 (1) 資本金の減少の目的 今後の機動的かつ柔軟な財務政策の実施に備えるため (2) 資本金の減少の方法 減少する資本金の額の全部をその他資本剰余金とする方法 (3) 減少する資本金の額 245,000千円 (4) 減少する発行済株式数 0株 (5) 効力発生日 平成22年10月27日 2. 新株発行 平成22年9月22日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、次のように新株発行を行いました。 (1) 募集の方法 株主割当による募集 (2) 発行する株式の種類 普通株式 (3) 発行する株式の数 4,900株 (4) 発行価額 1株当たり100千円 (5) 発行総額 490,000千円 (6) 発行価額のうち資本金へ組入れる額 245,000千円 (7) 発行日 平成22年10月27日 (8) 資金の用途 財務状態の強化

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下③④において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ③ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ④ 前記②③に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****（1）受託会社**

名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
資本金の額 : 324,279百万円（平成22年9月末日現在）
事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額 (平成22年9月末日現在)	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】**（1）受託会社**

ファンドの受託者として投資信託財産の保管・管理・計算、外国有価証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行います。なお、受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

＜参考：再信託受託会社の概要＞

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額 : 10,000百万円（平成22年9月末日現在）
事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】**（1）受託会社**

該当事項はありません

（2）販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類を関東財務局に提出しています。

提出日	書類名
平成22年4月16日	有価証券届出書
平成22年4月16日	有価証券報告書
平成22年10月18日	半期報告書
平成22年10月18日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成22年3月10日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・ジャパン・オープンの平成21年1月27日から平成22年1月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・ジャパン・オープンの平成22年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年12月18日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の平成21年4月1日から平成21年9月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月9日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・ジャパン・オープンの平成22年1月26日から平成23年1月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・ジャパン・オープンの平成23年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年12月17日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年9月22日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成22年10月27日に資本金の減少及び新株の発行を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。